

安芸高田市在宅障害者介護手当支給事業について

在宅で重度の障害者を介護している家族の経済的な負担を軽減するとともに、在宅生活の継続等を支援するため支給する手当です。

支給対象者	<p>安芸高田市に住所を有する満 20 歳以上の 65 歳未満の重度の介護が必要な在宅障害者を介護している家族。(※両者とも安芸高田市在住者)</p> <p>ただし、次の場合は支給対象外とします。</p> <p>① 特別障害者手当を受給している場合</p> <p>② 特別障害者手当の支給制限の所得額を超える場合</p> <p>③ 原爆介護手当を受給している場合</p> <p>(注 1) 重度の介護が必要な在宅障害者とは、障害者総合支援法による障害支援区分が区分 4～区分 6 に認定された方です。</p> <p>(注 2) 介護者が複数になるときは、主な介護者に対して支給します。</p> <p>(注 3) 40 歳以上 65 歳未満の在宅障害者のうち、介護保険の要介護認定を受け要介護 3 以上の認定を受けている方を介護している家族へは別制度で「在宅高齢者等家族介護支援手当支給事業」があります。40 歳以上 65 歳未満の在宅障害者を介護している場合は、「在宅障害者介護手当支給事業」と「在宅高齢者等家族介護支援手当支給事業」のどちらかを選択することができることとします。</p>
支給額	<p>月額 5,000 円 (注 1) 在宅で月 15 日以上介護を受けない場合(病院や施設等に入院、入所した場合)はその月の手当は支給しません。</p>
支給月	<p>7 月・10 月・1 月・4 月にそれぞれ前月分までを支給 (手当は申請のあった翌月分からの支給となります。)</p>
必要な書類	<p>(1) 在宅障害者介護手当認定申請書</p> <p>(2) 在宅障害者介護手当所得状況調書</p> <p>(3) 安芸高田市支払金口座振込依頼書</p> <p>(4) 【該当者のみ】障害年金及び遺族年金の受給額が確認できる通帳の写しなど・・・前年中(1 月～12 月分)の受給額を確認します。</p>

問い合わせ・窓口

本 庁	社会福祉課	電話 42-5615
八千代支所	窓口係	電話 52-2111
美土里支所	窓口係	電話 54-0311
高宮支所	窓口係	電話 57-0311
甲田支所	窓口係	電話 45-4111
向原支所	窓口係	電話 46-3111